

# 令和 7 年度の組織編成方針

〔令和 6 年 10 月 11 日知事決裁〕

## 1 沖縄県を取り巻く状況

沖縄県では、平成 22 年 3 月に策定した「沖縄 21 世紀ビジョン」に掲げる県民が望む将来像の実現に向け、令和 4 年 5 月に「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（以下「新・基本計画」という。）」を策定した。

令和 7 年度は「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（中期）」がスタートし、「新・基本計画」の中間年度にあたる令和 8 年度に向け、毎年度の P D C A 等の結果を活用した計画の検証・評価に着手する年であるとともに、沖縄戦終結から 80 年の節目となる重要な年である。

引き続き、「県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築などの施策展開を推進していく必要がある。

一方で、近年は人材の確保が課題となっていることから、事務事業の見直しによる業務の効率化を図るなど、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられる体制の構築に向けた取組を推進する必要がある。

## 2 令和 7 年度組織・定数編成の基本的考え方

新沖縄行政運営プログラムに掲げる基本理念である『多様な県民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上』を実現し、「沖縄 21 世紀ビジョン」で掲げた諸施策の着実な実現及び課題を克服するためには、「スマート県庁の構築」及び「持続可能な行政運営の構築」を目標として行政運営を行う必要がある。

このため、

- ・「強くしなやかな自立型経済」の構築
- ・人口減少の緩和と「稼ぐ力」の強化など成長力のある社会の構築

- ・こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと暮らせる社会の実現
  - ・SDGs 達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化
  - ・アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けた地域外交の戦略的な展開
- などを捉えた組織・定数編成が重要となる。

令和7年度の組織編成にあたっては、これらの社会情勢の変化や多様化する県民ニーズを捉え、的確な対応を可能とする組織かつ事務事業の運営が効率的なものとなるよう取り組むこととする。

定数編成については、現行の配置定数の水準を維持することとし、部等内におけるスクラップ・アンド・ビルドによる再配置を原則としつつ、定年引き上げによる影響も勘案した上で、多様化する行政需要等への対応のほか、より適切な業務執行体制の確保に向け、柔軟に定数の配置を行うこととする。

### 3 留意事項

令和7年度の組織・定数の要望に際しては、部等は上記2の基本的考え方を踏まえ、次に掲げる事項に留意すること。

#### (1) 組織

##### ア 県民ニーズを踏まえた組織の検討

新たな行政課題や多様化する県民ニーズに対応した柔軟な行政運営を行うため、本庁機関及び出先機関の内部組織（以下「課等」という。）について検証し、適正な規模を踏まえながら、必要な再編成等を行い、組織を整備すること。

また、令和6年度に編成された組織については、有効に機能し、その期待する効果が発揮されているのか検証すること。

#### (2) 定数

##### ア 配置定数の見直し

現行の配置定数については、事務事業の見直し、ICTの活用やDXの推進による業務の効率化、民間委託、非常勤職員との役割分担、市町村への権限移譲などにより、可能な限り削減（スクラップ）に取り組むこと。

#### イ 部等内での再配置

やむを得ず配置定数の増員が必要な場合であっても、緊急性や必要性、優先度、貢献度等について十分な検討を行い、部等内でのスクラップ・アンド・ビルドによる重点的な再配置に努めること。

特に、所属長は、業務執行及び時間外勤務の状況を把握し適切に管理する責任を有しており、その改善のための業務効率化やマネジメントの実施にも取り組む必要がある。

各部等においてはそれらの取組を踏まえた上で、組織内での積極的な再配置に努めること。

#### ウ 総務部による査定

部等内でのスクラップ・アンド・ビルドを徹底してもなお、増員が必要な場合に限り、総務部査定により配置を行う。

また、課内等における業務の執行状況等を勘案し、必要に応じ、配置定数の見直しを行う。

#### エ 職務内容を踏まえた職種の見直し

これまでの実施体制に捉われず、配置定数上の職種の見直しを検討すること。特に技術系職種については、事務職との役割分担の見直し等により可能な限り事務職への振替えを行うこと。

また、事業の実施状況や優先度等に応じて、総務部により職種の見直し査定を行う。

#### オ 全国規模のイベントへの対応等

時限的に配置が必要な定員については、その必要性、規模等の条件を整理したうえで、部等内でのスクラップ・アンド・ビルドでの対応が不可能な分

を別枠で管理するものとする。

#### カ 派遣職員の管理

公社等外郭団体等への派遣職員については、令和4年度に策定した新沖縄県行政運営プログラムにおいて管理するほか、その他の派遣職員については現行水準をベースとして配置する。